

瀬戸内市副市長候補者

公募要領

令和7年10月

岡山県瀬戸内市

瀬戸内市副市長候補者公募要領

1. 趣旨

瀬戸内市の目指すまちづくりに対して、行政または民間での豊かな職務経験を活かし、深い見識、豊かな発想力と熱意をもって取り組んでいただける人材を市役所内外を問わず、幅広く募集するものです。

2. 職務等

副市長は、地方自治法第161条の規定に基づき置かれる職で、市議会の同意を得て選任されます。(同法第162条)

その職務は、市長を補佐し、市長の命を受け政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督すること等とされています。(同法第167条)

3. 応募資格

次の(1)から(5)までのすべての条件を満たしている方

- (1) 瀬戸内市の目指している「人が集い、手取りが増えるまちづくり」の実現に向けて、行政または民間での職務経験を活かし、豊かな発想力と熱意をもって取り組んでいただける方。
- (2) 日本国籍を有する満25歳以上(令和7年10月1日現在)の方で、性別、学歴は問いません。
- (3) 行政または民間企業等で管理職としての職務経験を有する方。
- (4) 就任後、瀬戸内市内に居住、または通勤可能な方。
- (5) 地方自治法に定める副市長の欠格事由に該当する方は応募できません(別紙1)。
(なお、就任後は同法に定める兼職・兼業禁止の規定の適用を受けます。)

4. 応募期間

令和7年10月10日(金)から令和7年10月31日(金) 午後5時まで

5. 課題論文のテーマ及び諸注意事項

課題論文は**2題**あります。内容をよく読み作成してください。作成方法の共通事項は以下のとおりです。

- ・ 応募フォーム内にテーマごとの論文スペースがあります。課題論文を入力し、応募手続きとあわせて提出してください。
- ・ システムの都合上、応募フォームで文字数制限設定ができません。全角、半角にかかわらず1文字とカウントします。「公募要領 7. 選考方法(3)」に記載のある「副市長公募」のホームページに原稿用紙を添付していますので、文字数カウントや推敲するためにご利用ください。

【課題論文】

テーマ①「人が集い、手取りが増えるまちづくりに向けて、あなたが取り組むべきこと」
本文4, 000字以内

テーマ②「これまでに自ら提案して実現した仕事について、その具体的な内容と実現における難所、それをどう乗り越えたのか、また具体的な成果について教えてください」
本文1, 000字以内

6. 応募方法及び応募手続

オンラインでの受付のみになります。(窓口、郵送での応募受付は行いません。)
下記URLから応募フォームにアクセスし、手続を行ってください。

【注意事項】

- ・インターネット環境が必要となります。
- ・メンテナンス等によるシステムの停止、使用されるパソコン等や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。余裕を持って期限内に申し込んでください。
- ・ご利用のメールサービスによっては、応募完了メールを自動的に迷惑メールと判断し、受け取れない場合があります。あらかじめメールサービスの設定からドメイン「city.setouchi.lg.jp」を受け取ることができるように設定してください。
- ・重複して応募をされた場合は、早い時間に応募されたものを有効とします。

○ 申込から受験番号案内までの流れ

① 下記の応募フォームのURLを読み込み、公募情報を確認

(右記二次元コードからも公募フォームへ移動できます。)

https://35e8ea52.form.kintoneapp.com/public/soumu32-01?kviewer_lookup=20250301



② 応募内容の入力及び論文の入力

- ・応募フォームは応募基本情報(①公募情報～⑤その他情報)の入力画面5ページと論文入力画面の多段階になっています。
- ・入力途中での一時保存も可能ですが、必ず一時保存できることを保証するものではありませんので、注意してください。
- ・添付する写真は、6か月以内に撮影したものを使用してください。
- ・論文は2題あります。課題に応じて入力欄に記入してください。
- ・システムの都合上、応募フォームで文字数カウントができません。全角、半角にかかわらず1文字とカウントします。「公募要領 7. 選考方法(3)」に記載のある「副市長公募」のホームページに原稿用紙を添付していますので、文字数確認などにご利用ください。



③ 応募フォームの送信(応募締切：令和7年10月31日 午後5時まで)



④ 受付完了メールの確認

- ・登録したメールアドレスに「受付完了」のメールが届きますので、その内容に誤りがないか必ず確認してください。
- ・誤りがあった場合は受付完了メールにある指示内容に従ってください。ただし、論文の修正はいかなる場合でも応じられません。
- ・受付完了メールは受験番号連絡メールを受け取るまで保存してください。
- ・1日経過してもメールが届かない場合は、問合せ先にあるメールアドレスに件名を「副市長公募」としてメールで連絡をしてください。

※事前に「公募要領6. 応募方法及び応募手続の注意事項」に記載のある受信メールについての受取条件を設定しておいてください。



⑤ 受験番号連絡メールの確認(令和7年11月5日に送信予定)

- ・登録したメールアドレスにメールを送信しますので、受験番号を確認してください。
- ・1日経過してもメールが届かない場合は、問合せ先にあるメールアドレスに件名を「副市長公募」としてメールで連絡をしてください。

7. 選考方法

(1) 第1次選考

応募内容及び課題論文審査により選考し、結果は11月12日(水)午前10時に瀬戸内市の職員採用ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

(下記URLを参照)

また、第1次選考合格者には第2次選考の日程等をお知らせするメールを、応募時に登録したメールアドレスに同日中に通知しますので、必ずご確認ください。

1日経過してもメールが届かない場合には、問合せ先にあるメールアドレスに件名を「副市長公募」としてメールで連絡をしてください。

(2) 第2次選考(11月24日(月・祝)予定)

第1次選考合格者について、瀬戸内市役所で個別面接により第2次選考を行います。(受験者の状況に応じて、面接方法について相談可能とします。)

結果は11月25日(火)午後4時にホームページに掲載します。最終合格者には郵送により文書でも通知します。

- (3) ホームページによる合格発表
(右記二次元コードからサイトに移動できます)



瀬戸内市職員採用のホームページ
「副市長公募」

<https://www.city.setouchi.lg.jp/site/saiyou/154112.html>

注： 合否の確認について、電話照会には一切応じられません。
また、ホームページによる各選考の合格発表の時間は、記載された時間を過ぎる場合があります。

8. 候補者決定から就任までの手続き

副市長候補(第2次選考合格者)となられた方は、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得て副市長に選任されます。

(議会の同意が得られない場合は、副市長として選任を受けることができません。)

副市長候補となられた方が、地方自治法に定める欠格事由に該当することが判明した場合、合格を取り消します。

9. 処遇及び待遇等

(1) 任期

市議会同意後、選任の日から4年間

(2) 給与等

給料月額 720,000円

年収 約1,170万円

10. その他

(1) 応募フォームに記載し、送信された内容は返却しません。

(2) 応募に要する通信費、交通費及び宿泊費等はすべて応募者の負担となります。

11. 問合せ先

原則、メールにてお問い合わせください。なお、メールの件名は「副市長公募」としてください。下記二次元コードからもメールアドレスが読み込めます。



〒701-4292

岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

瀬戸内市総務部総務課

TEL 0869-22-3909(人財育成係直通)

Eメール jinji@city.setouchi.lg.jp

○**地方自治法**(昭和二十二年四月十七日)(法律第六十七号)

第一百四十一条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

② 普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

第一百四十二条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第一百六十四条 公職選挙法第十一条第一項又は第十一条の二の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

② 副知事又は副市町村長は、公職選挙法第十一条第一項の規定に該当するに至ったときは、その職を失う。

第一百六十六条 副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

② 第一百四十一条、第一百四十二条及び第一百五十九条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

③ 普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第一百四十二条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

○**公職選挙法**(昭和二十五年四月十五日)(法律第百号)

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 削除

二 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

三 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

四 公職にある間に犯した刑法(明治四十年法律第四十五号)第百九十七条から第百九十七条の四までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成十二年法律第百三十号)第一条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により拘禁刑に処せられその刑の執行猶予中の者

(被選挙権を有しない者)

第十一条の二 公職にある間に犯した前条第一項第四号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から五年を経過したものは、当該五年を経過した日から五年間、被選挙権を有しない。